

2 / 7

特開2004-243165 平成16年9月2日 特願2003-33569 平成15年2月12日 拒絶確定 4項 (10頁)

戸田建設株式会社, 株式会社コア・テック <三輪 明広>, <中熊 純正>, <矢島 和男>

B02C 21/00, B02C 4/08, B02C 18/14, B02C 23/08, B02C 23/14, B07B 1/00, B07B 1/28, B09B 3/00, B09B 5/00

4D004 AA31 AC05 BA02 CA04 CA08 CB13 CB46, 4D021 AA01 CA07 DC02 EA10 EB01, 4D063 CC01 CC08 GA10 GC17, 4D065 CA1
廃石膏ボード分別リサイクル方法とそのシステム

(57) 【要約】

【課題】本発明は、例えば、廃石膏ボード分別リサイクル方法に関し、建築廃材として発生する廃石膏ボードが布やビニールクロス等の被覆材で被覆されていても石膏を分別し、所定粒径の石膏粒にしてリサイクル材として使用できるようにすることが、課題である。

【解決手段】紙、布若しくはビニールクロスである被覆材で被覆された廃石膏ボードを荒破碎する一次分別破碎工程と、金属類又は前記被覆材の夾雑物と石膏粒とを分離させる二次分別破碎工程と、前記石膏粒と前記夾雑物とを篩い分ける一次篩分け工程と、前記石膏粒を所定の粒径以下に粉碎するとともに当該石膏粒に付着した夾雑物の厚みが前記所定の粒径以下である場合のみ通過させる三次分別破碎工程と、前記三次破碎工程を通過した所定の粒径以下の石膏粒と夾雑物とを篩い分ける二次篩分け工程と、から構成される廃石膏ボード分別リサイクル方法とする。

【選択図】 図1

【特許請求の範囲】 【請求項1】紙、布若しくはビニールクロスである被覆材で被覆された廃石膏ボードを荒破碎する一次分別破碎工程と、金属類又は前記被覆材の夾雑物と石膏粒とを分離させる二次分別破碎工程と、前記石膏粒と前記夾雑物とを篩い分ける一次篩分け工程と、前記石膏粒を所定の粒径以下に粉碎するとともに当該石膏粒に付着した夾雑物の厚みが前記所定の粒径以下である場合のみ通過させる三次分別破碎工程と、前記三次破碎工程を通過した所定の粒径以下の石膏粒と夾雑物とを篩い分ける二次篩分け工程と、から構成されること、を特徴とする廃石膏ボード分別リサイクル方法。

【発明の属する技術分野】本発明は、廃石膏ボード分別リサイクル方法とそのシステムに係り、詳しくは、建築廃材として発生する廃石膏ボードを安定型産廃物と管理型産廃物とに分別する際に、布やビニールクロスで被覆された廃石膏ボードを、効率よく分別するための廃石膏ボード分別リサイクル方法とそのシステムに関する。

